

～セミナーのレジュメを一部ご紹介！～



I-2 会計と税務の相違点

概要

会計と税務にはそれぞれ次のような違いが見られます。主に会計と税務で認識タイミングの相違があることを原因とします。上場会社のように一般に公正妥当と認められる会計基準を適用した場合には、会計と税務の差が拡大し、特に□部分に大きく影響が出ます。

取引等	会計	税務	ただし、 厳格	具体例
収入項目	○	○		・通常の売上高 ・受取利息
会計：収益	○	×		・受取配当金
税務：益金	×	○		・申告時に修正した売上計上漏れ
支出項目	○	○		・売上原価、販売費および一般管理費（現金支出、確定債務）
会計：費用	○	×		・交際費、寄付金 ・減損、資産除去債務、各種引当金など
税務：損金	×	○		・特別償却 ・圧縮記帳

大きく影響



これまでの税務会計と、IPOに必要な財務会計の違いをわかりやすく解説！

～セミナーのレジュメを一部ご紹介！～



Ⅱ-1 減損会計（減損の兆候 ケーススタディ①）

会計基準と税務

ケーススタディ① -減損の兆候を理解する-

各資産の期末時点の状況は以下のとおりである。
各資産に減損の兆候があるか、検討せよ（減損兆候欄に○、×を記載ください）

	資産A (店舗A)	資産B (店舗B)	資産C ※処分予定等なし	資産D
減損の兆候は？ (解答欄)				



財務会計特有の会計基準ごとにケーススタディを用意。
聞くだけではなく考えながら学べます。

※画像に一部モザイク処理をかけています。
※講演内容は予告なく変更になる可能性があります。

～セミナーのレジュメを一部ご紹介！～



Ⅲ-1 金融商品会計（主な会計処理・評価）

会計基準と税務

1. 有価証券の分類と評価

【ポイント】

有価証券に対する投資活動の成果は「保有目的」によって異なると考えられるため、金融商品会計では有価証券を保有目的に応じて（1）売買目的有価証券（2）満期保有目的の債券（3）子会社及び関連会社株式（4）その他有価証券に分類し、保有目的ごとに異なる評価をします。

■ 有価証券の分類

区分	内容	分類条件
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有	①有価証券の売買を業としていることが定款の上から明らかであり、かつ、②トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署（関係会社や信託を含む）によって売買目的有価証券が保管・運用されていることが望ましい。
満期保有目的債券	主に利息の受け取りを目的として企業が満期まで継続して保有し続ける社債その他の債券	①あらかじめ償還日が定められていること、②額面金額による償還が予定されていること、の要件を満たす債券を、企業が償還期限まで積極的な意思と能力に基づいて保有する必要がある。
子会社関連会社株式	他企業への影響力の行使を目的として保有する株式	-
その他有価証券	上記以外の有価証券	-

Question 1 : 実務上で一番多い分類は？

Question 2 : 保有目的が変われば分類を変更できる？

Copyright (C) 2021 AIWA tax accountants corporation All Rights Reserved

51



各論点のよくあるQも解説されるので、
実務的な知識も身につきます。

※講演内容は予告なく変更になる可能性があります。

～ご参加されたお客様の声～



IPOを目指す場合の**会計面の違い**が
分かり易く解説されていた。



アウトプットを主体としたケーススタディで、
考え方・判断の仕方がわかった！



上場会社に求められる会計処理の
全体像が確認できた。



丁寧で実務に則した分かりやすい内容。
例題による演習込みの解説で自信がついた。

皆様のご参加をお待ちしております。

【2021年**9**月**7**日・**9**月**14**日】に申し込む